

## 役員退職給与支給決定の件

### 【提案内容】

2023年2月28日で定年退職された田浦 辰亮氏（2011年6月から2020年6月まで常務理事就任）に、役員就任期間に対応する退職金500万円を上限として役員報酬規則にもとづいて支給することとし、具体的な支給金額・支給時期等については理事会に委ねます。

### 【提案理由】

常勤役員が退職した場合の退職給与の支払いについては、総代会の決議またはその委任を受けた理事会の決議が必要となります。法人税法上、この手続きを経ないと損金算入（「経費」とご理解ください）が認められません。

以前より、常勤役員の退職給与は職員と同じ基準で支払っており、総代会から委任を受けた6月理事会で具体的金額を決定した後に支払うこととします。

### 役員報酬に関する規則

#### （役員退職給与）

第6条 常勤役員に対する役員退職給与は、当該役員の役員としての在任期間、退任直前における役員給与の額等に基づいて、職員就業規則及び職員退職金規程により算定される退職金の額を基準にした金額とする。

2. 非常勤役員に対しては、役員退職給与を支給しない。

#### （役員退職給与についての総代会決議）

第7条 前条第1項の役員退職給与を支給する場合は、総代会に当該役員退職給与を支給することを付議し、その議決を得なければならない。

以上